

中小企業等の皆様へ

省エネ推進

セミナー 2024

～診断から始める冬の省エネ準備～

設備を点検して光熱費削減
省エネクイック診断



省エネお助け隊

2事業の紹介は
裏面をご覧ください。

昨今の社会情勢を受け、エネルギー価格が依然として高い水準で推移する中、国内の多くの中小企業が取り組むべき課題として“省エネルギー化”が求められております。ただ現状として、『誰に相談したらいいのかわからない』『何から手を付けたらいいのかわからない』『実際に省エネ診断を受けるメリットがあるのかわからない』といった声が多く上がっています。そんなお悩みを解決すべく、本セミナーでは、省エネの専門家や中小企業の脱炭素化を支援する金融機関の職員を迎え、診断からはじめる省エネ支援策についてご紹介いたします。

10/17 木
14:00-16:00

開催形式

オンライン開催
(Zoom)

定員

500名

参加費

無料

プログラム

1. 信用金庫業界の取組のご紹介
信金中央金庫
2. 省エネ支援策のご紹介
一般社団法人環境共創イニシアチブ
3. 省エネ診断事例のご紹介①
ダイキン工業株式会社
4. 省エネ診断事例のご紹介②
株式会社スターメンテナンスサポート
5. 省エネ診断・伴走支援事例のご紹介①
特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉
6. 省エネ診断・伴走支援事例のご紹介②
一般社団法人省エネプラットフォーム協会

お悩み 1

すぐできる省エネ
対策がわからない



お悩み 2

電気代を下げたいが
専門的な知識がない



お悩み 3

省エネのために
何から始めたら
いいかわからない



こんなお悩みをお持ちの方は、
ぜひ本セミナーをご受講ください。

登壇者



信金中央金庫



STAR MAINTENANCE SUPPORT



一般社団法人
省エネプラットフォーム協会



特定非営利活動法人
環境ネットワーク埼玉

お問合せ・お申込み

主催：一般社団法人環境共創イニシアチブ

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 銀座2丁目松竹ビル

TEL: 0570-099-013 [IP電話用専用] 042-204-0564

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

▼お申込みはこちらから

<https://forms.gle/Hn744z9GVd64IU3TA>



協力：信金中央金庫、ダイキン工業株式会社、株式会社スターメンテナンスサポート、一般社団法人省エネプラットフォーム協会、特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉

令和5年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費
(中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業)

令和6年度 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費
(地域エネルギー利用最適化取組支援事業)



省エネクイック診断

事前調整

省エネ診断実施

報告会

お支払

診断プラン	省エネ診断コース ご負担額(税込)	効果測定コース (過去に省エネ診断を受診した事業者向け) ご負担額(税込)
設備単位プラン ※最大2設備まで組合せ可能です	各設備 5,500円	各設備 3,850円
まるっとプラン ※1プラン、原則3設備となります	16,500円	11,550円

お申込み期限 2025年1月上旬まで

※予算額に達した場合、予定より早く受付を終了する場合があります。

補助事業完了日 2025年1月31日(金)



省エネお助け隊

～診断後の省エネ取組までのサポートをご希望の場合～

省エネ診断

事前調整

省エネ診断実施

報告会

お支払

診断プラン	ご負担額(税込)	以下のa～cいずれかの条件に応じて診断プランを決定します。		
		a.年間エネルギー 使用量	b.延床面積	c.事務所の規模
50kl診断	7,304円	50kl以下	200㎡以下	-
300kl診断	14,608円	50kl超 ～300kl以下	200㎡超 ～1,000㎡以下	-
1,500kl診断	20,086円	300kl超 ～1,500kl以下	1,000㎡超 ～2,000㎡以下	2棟以上または 4階建て以上
3,000kl診断	25,564円	1,500kl超 ～3,000kl以下	2,000㎡超 ～5,000㎡以下	3棟以上または 7階建て以上
カスタム診断 (個社に合わせて見積)	26,477円 ～46,563円	3,000kl超	5,000㎡超	4棟以上または 10階建て以上

省エネ伴走支援

事前調整

伴走支援実施

報告会

お支払

支援プラン	総額(税込)
カスタム伴走支援 (個社に合わせて見積)	上限額 46,563円 (1事業所あたり)

補助事業完了日 2025年1月31日(金)

※お申込み期限はお助け隊により異なりますので、お早めにお申込みください。

受診可能な事業者

以下のいずれかに該当する事業者であること。

- 中小企業基本法に定める中小企業者
- 会社法上の会社に該当せず、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kl未満の事業所(※)

※会社法上の会社以外とは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」
「特定非営利活動法人(NPO法人)」「協同組合」等をいいます。